第1部 総論







計画策定の背景と趣旨

計画策定の背景

わが国の高齢者人口(65歳以上の人口)は近年一貫して増加を続けており、令和2(2020)年の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、令和7(2025)年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、国民の5人に1人が後期高齢者となることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は令和22(2040)年を超えるまで、75歳以上人口は令和37(2055)年まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和17(2035)年頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42(2060)年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

また、高齢単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加しており、 医療・介護の連携の必要性が高まっています。

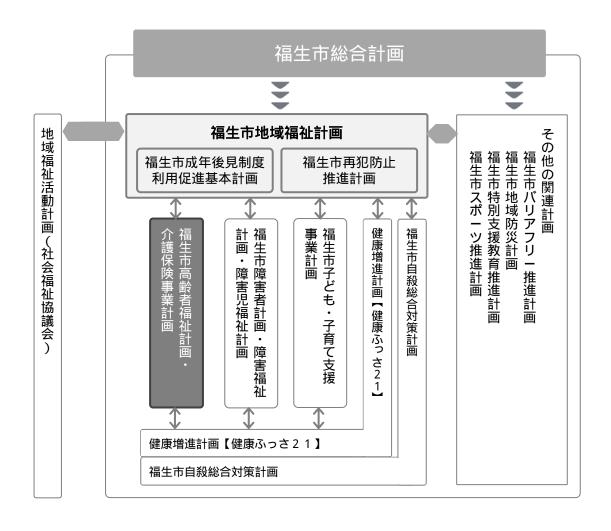
本市では、令和3年3月に策定した「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)」において、基本理念である「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために~地域包括ケアシステムの推進~」の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた取組を行ってまいりました。このたび計画期間が満了することから、国の第9期計画の基本指針に基づき、急速な高齢化に伴う、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題等を踏まえ、「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)」の策定を進めました。



2 計画の目的と位置付け

本計画の高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に位置付けられ、介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられます。高齢者福祉計画には、介護保険事業計画が内包され、両計画を一体的な計画として策定しています。

- ◇『福生市総合計画』の主要計画として策定します。
- ◇そのほか、『福生市地域福祉計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇この計画は、団塊の世代が75歳となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年のサービス水準や給付費、保険料水準を見据え、中長期的な視点に立ち施策の方向性を定めるものです。

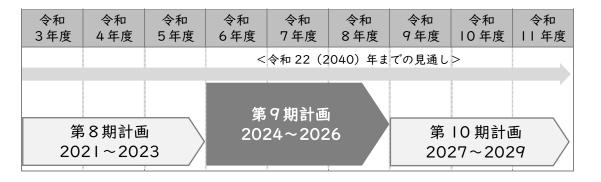




3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間ですが、令和22(2040)年を見据えたサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります。

【計画期間】



4 計画の策定過程

計画の策定に当たり、高齢者の生活状況、介護サービスの需要等を把握するため、令和4(2022)年度に65歳以上の市民の方を対象とした高齢者生活実態調査を実施しました。

計画の基本的な考え方、内容等については、福生市地域福祉推進委員会に 諮問し、前述の調査結果、パブリックコメントを基に、7回にわたる福生市 地域福祉推進委員会を経て出された答申を踏まえ、本計画は策定されました。





福生市の高齢者を取り巻く現状

I 高齢者の現状

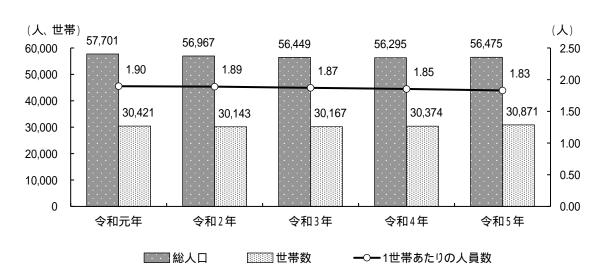
(1)総人口と世帯数

福生市の総人口、I世帯当たりの人員数は減少し続けています。令和5(2023)年I0月I日現在の総人口は56,475人となっており、世帯数は30,87I世帯となっています。I世帯当たりの人員数はI.83人と年々減少しています。

【総人口と世帯数の推移】

区分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和5年 (2023)
0~39歳	22,551人	21,801人	21,250人	20,984 人	21,205人
40~64 歳	20,114人	19,942 人	19,796人	19,819人	19,702 人
65 歳以上	15,036人	15,224 人	15,403人	15,492人	15,568人
総人口	57,701 人	56,967 人	56,449 人	56,295 人	56,475 人
世帯数	30,421 世帯	30,143 世帯	30,167 世帯	30,374 世帯	30,871 世帯

資料:住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)







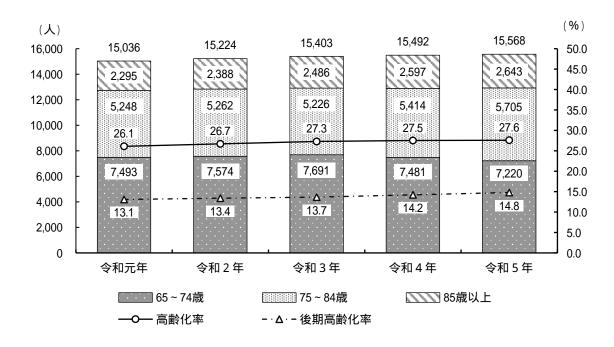
(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口は年々増加しており、令和5 (2023) 年10月1日現在では 15,568人、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合) は27.6%、後 期高齢化率(総人口に占める75歳以上人口の割合) は14.8%となっています。

【高齢者人口の推移】

区分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	57,701 人	56,967 人	56,449 人	56,295 人	56,475 人
65~74 歳	7,493 人	7,574 人	7,691人	7,481 人	7,220 人
75~84 歳	5,248 人	5,262 人	5,226 人	5,414人	5,705 人
85 歳以上	2,295 人	2,388 人	2,486 人	2,597 人	2,643 人
高齢者人口	15,036 人	15,224人	15,403人	15,492人	15,568人
高齢化率	26.1%	26.7%	27.3%	27.5%	27.6%
後期高齢化率	13.1%	13.4%	13.7%	14.2%	14.8%

資料:住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)



資料:住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)

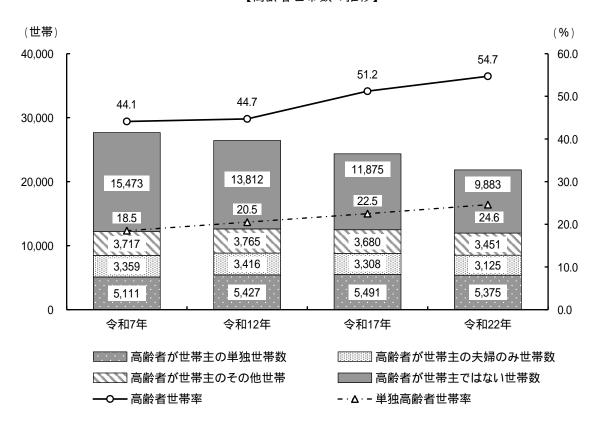


(3) 高齢者世帯の状況

「東京都世帯数の予測-統計データー(平成31(2019)年3月)」によると、福生市の令和7(2025)年の高齢者世帯率は44.1%、単独高齢者世帯率は18.5%となっています。

単独高齢者世帯率は、令和12(2030)年には20.5%、令和22(2040)年には24.6%となる見込みです。

【高齢者世帯数の推移】



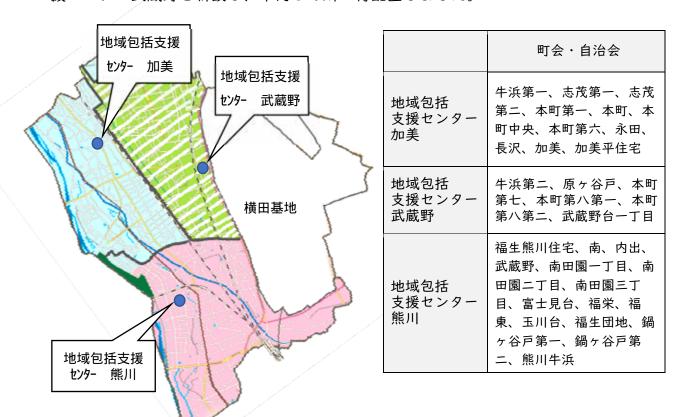
資料:東京都世帯数の予測-統計データー



(4)日常生活圏域と地域包括支援センター

【日常生活圏域と地域包括支援センター(|圏域・3センター)】

第8期計画期間中の令和4(2022)年4月に、地域包括ケアシステムの推進に向けた体制強化を実施しました。市内2か所の地域包括支援センターのうち、地域包括支援センター福生を廃止、新たに地域包括支援センター加美と地域包括支援センター武蔵野を新設し、市内3カ所に再配置しました。



	市全体	地域包括支援 センター加美	地域包括支援 センター武蔵野	地域包括支援 センター熊川
総人口	56,475 人	15,874人	18,377 人	22,224 人
65~74 歳	7,220 人	2,028 人	2,399 人	2,793 人
75 歳以上	8,348 人	2,626 人	2,367 人	3,355 人
高齢者人口	15,568人	4,654 人	4,766 人	6,148人
前期高齢化率	12.8%	12.8%	13.1%	12.6%
後期高齢化率	14.8%	16.5%	12.9%	15.1%
高齢化率	27.6%	29.3%	25.9%	27.7%

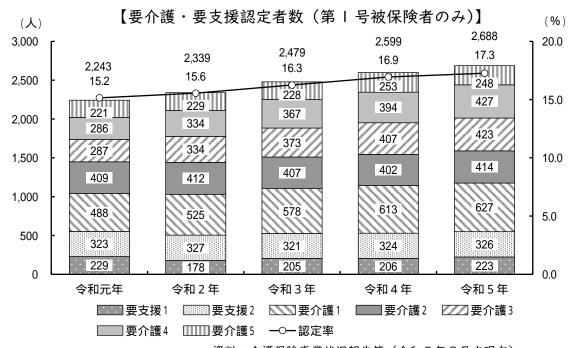
資料:住民基本台帳(令和5年10月1日現在)



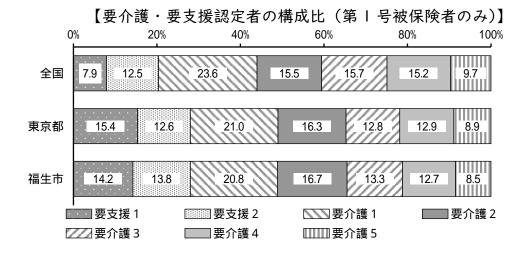
2 要介護・要支援認定者(第1号被保険者のみ)の状況

要介護・要支援認定者数(第 | 号被保険者のみ)は、令和5 (2023) 年9 月末現在には2,688人と、令和元 (2019) 年に比べ19.8%増加しています。認定率(第 | 号被保険者に占める65歳以上の認定者数の割合)も年々増加しており、令和5 (2023) 年9月末現在17.3%となっています。

要介護・要支援認定者の構成比では、福生市は全国・東京都平均に比べて 要介護 I の割合が低いことが分かります。



資料:介護保険事業状況報告等(令和5年9月末現在)



資料:介護保険事業状況報告等(令和5年9月末現在)



3 介護保険制度における認知症者の状況

要介護認定の申請件数のうち、日常生活の自立度がレベルII以上の認知症であると判断された人の割合は、統計のある平成20(2008)年度以降半数を超えており、令和4年(2022)年度では59.9%となっていて、そのうち、4割以上の方が地域で暮らしています。

認知症高齢者の自立度の構成比では、福生市は全国・東京都平均に比べて自立の割合が低く、レベルⅢ以上が多くなっています。

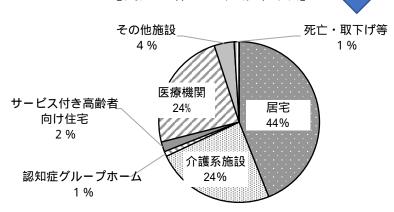
【認知症者】

区分	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)
要介護認定申請件数 (新規・区分変更等)	2,045 件	2,259 件	1,626 件	2,558件	3,141 件
認知症者(認知症高齢者 の自立度Ⅱ以上)の割合	57.4%	56.6%	57.6%	59.6%	59.9% ※

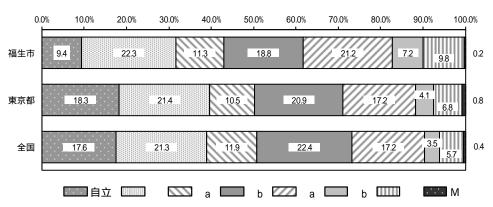
資料:各年度末実績

※新型コーナウイルス感染症の影響の臨時的な取扱いに基づく延長申請(I,687 件)を除く

【認知症者の生活場所内訳】



【認知症高齢者の自立度の構成比】



資料:見える化システム(令和4年10月)



4 高齢者生活実態調査の概要

(1)調査の概要

高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)策定の基礎資料とするため、令和4(2022)年10月1日を調査基準日として、高齢者生活実態調査を実施しました。概要は次のとおりです。

① 調査対象

調査名	対 象 者	対象者数
介護予防・日常生 活圏域ニーズ調査	要支援・要介護の認定を受けていない 65 歳以上	1,200人
	の市民の方	(無作為抽出)
	要支援1または要支援2の認定を受けた方	500 人
たウム猫中能細木	要介護Ⅰ~5の認定を受けた在宅の方	1,000人
在宅介護実態調査 	安介護 ~ 5 の 総定を受りた住宅の力	(無作為抽出)

② 調査期間

令和4(2022)年11月7日~令和4(2022)年12月5日

③ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

④ 回収状況

調査名	配 布 数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,700 通	1,137通	66.9%
在宅介護実態調査	1,000 通	539 通	53.9%

⑤ 調査結果の表示方法

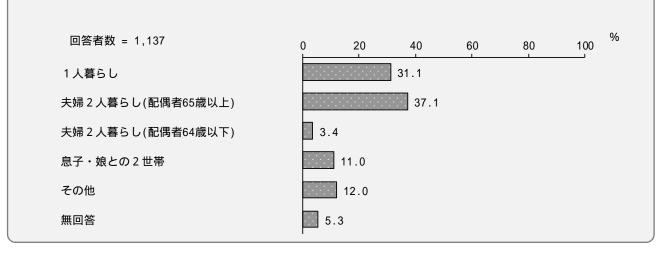
- ・回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。



(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

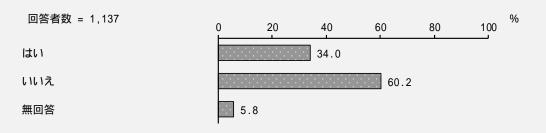
【家族構成】

「夫婦 2 人暮らし(配偶者 65 歳以上)」の割合が 37.1%と最も高く、次いで「1 人暮らし」の割合が 31.1%、「息子・娘との 2 世帯」の割合が 11.0%となっています。

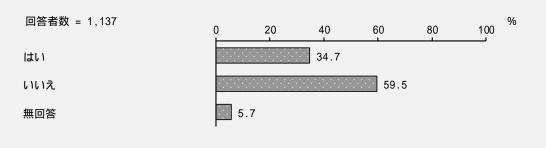


【口腔ケア】

● 半年前に比べて固いものが食べにくい方の割合が 34.0%、「いいえ」の割合が 60.2% となっています。



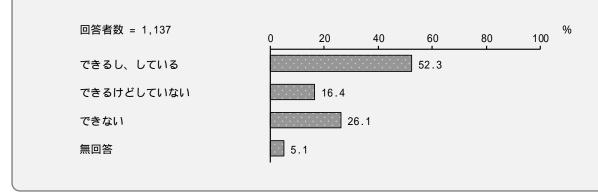
● お茶や汁物でむせることがある方の割合が 34.7%、「いいえ」の割合が 59.5%となっています。





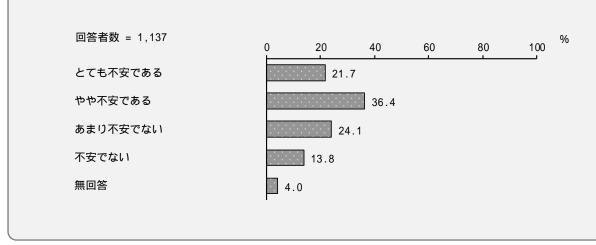
【運動機能】

階段を手すりや壁をつたわらずに昇ることができるかとの設問に対し、「できるし、している」の割合が52.3%と最も高く、次いで「できない」の割合が26.1%、「できるけどしていない」の割合が16.4%となっています。



【転倒に対する不安】

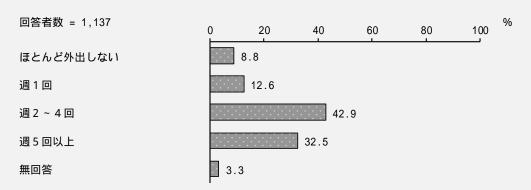
転倒について、「とても不安である」の割合が 21.7%、「やや不安である」の割合が 36.4%となっており、約5割の方が転倒の不安を感じています。





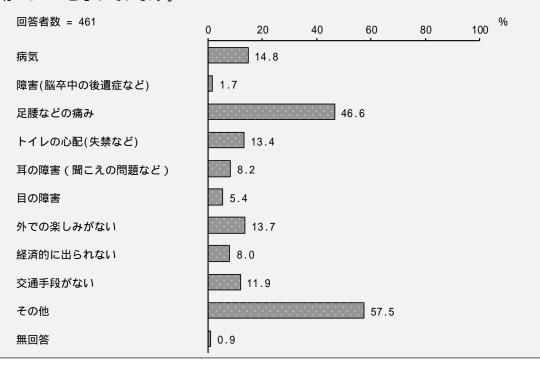
【外出について】

● 外出の頻度については、「週2~4回」の割合が 42.9%と最も高く、次いで「週5回以上」の割合が 32.5%、「週1回」の割合が 12.6%となっています。



● 外出について、控えていない方の割合が 56.5%、控えている方の割合が 40.5%となりました。

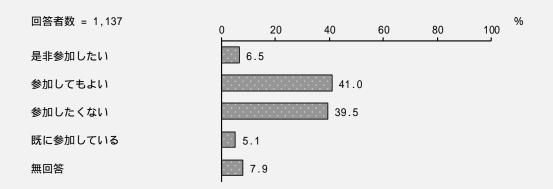
外出を控えている方が、その理由として回答した内訳が「足腰などの痛み」の割合が46.6%と最も高く、次いで「病気」の割合が14.8%、「外での楽しみがない」の割合が13.7%となっています。



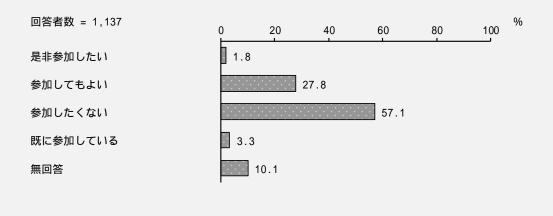


【地域活動参加への意欲】

● 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますかの設問に対しては、「参加してもよい」の割合が 41.0%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が 39.5%となっています。



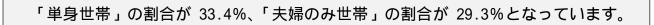
● 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に<u>企画・運営(お世話役)</u>として参加してみたいと思いますかの設問に対しては、「参加したくない」の割合が57.1%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が27.8%となっています。

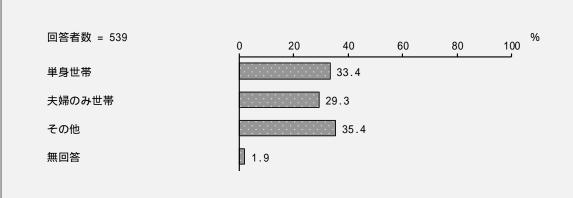




(3) 在宅介護実態調査

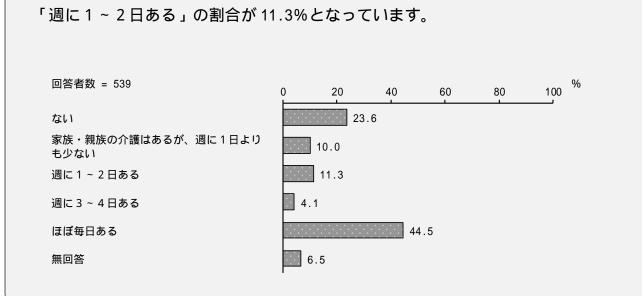
【世帯構成】





【ご家族やご親族の方からの介護の頻度】

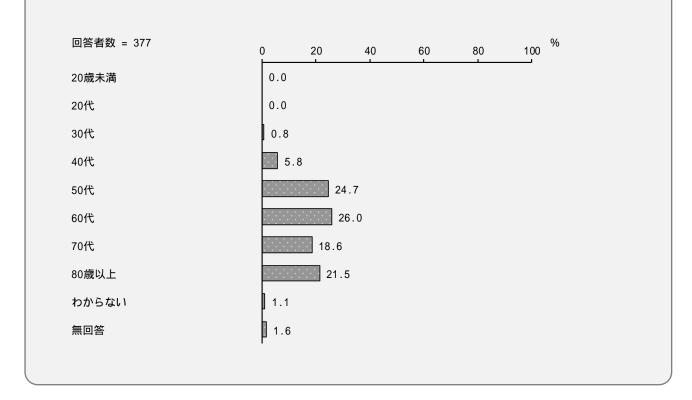
「ほぼ毎日ある」の割合が44.5%と最も高く、次いで「ない」の割合が23.6%、 「週に1~2日ある」の割合が11.3%となっています。





【主な介護者の方の年齢】

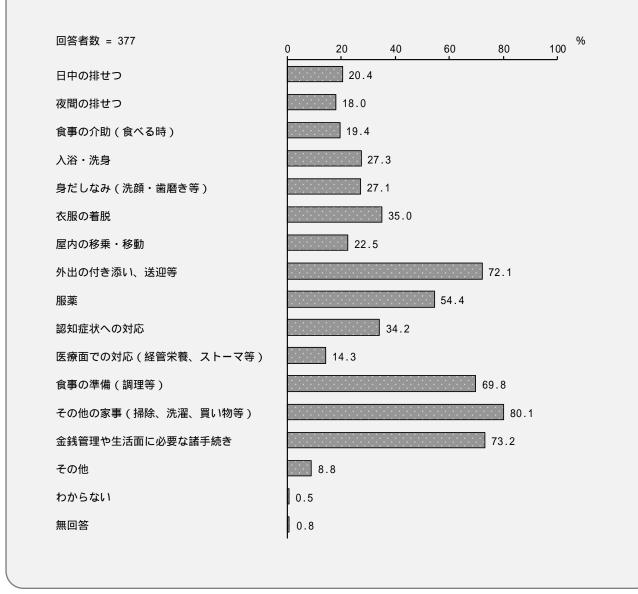
主な介護者の方の年齢は、「60代」の割合が26.0%と最も高く、次いで「50代」の割合が24.7%、「80歳以上」の割合が21.5%となっています。





【主な介護者の方が行っている介護等】

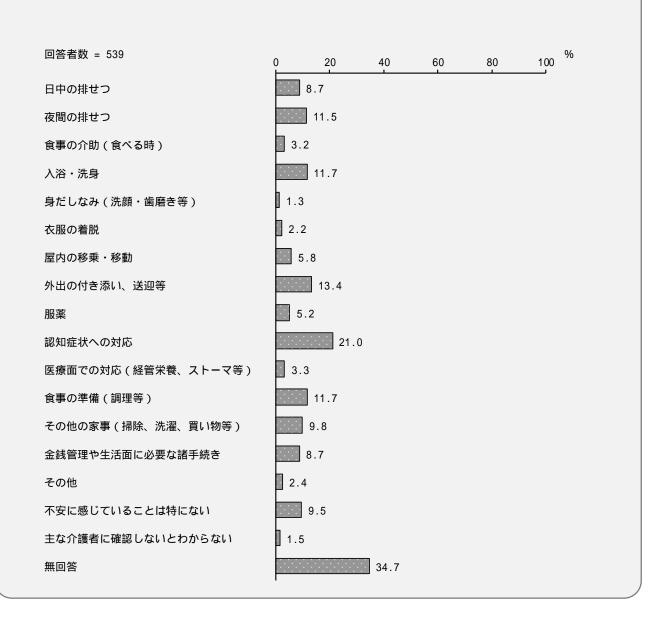
「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」の割合が80.1%と最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が73.2%、「外出の付き添い、送迎等」の割合が72.1%となっています。





【主な介護者の方が、生活の継続にあたり不安に感じる介護等について】

「認知症状への対応」の割合が 21.0%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」の割合が 13.4%、「入浴・洗身」、「食事の準備(調理等)」の割合が 11.7%となっています。





%

【主な介護者の方が、介護をするにあたって行っている働き方の調整等について】

「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら働いている」と回答した方の割合が36.8%と最も高く、「介護のために「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら働いている」の割合が23.2%となっています。8割以上の方が、介護のために働き方の調整を行っています。



特に行っていない

介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、 遅出・早帰・中抜け等)」しながら働いている

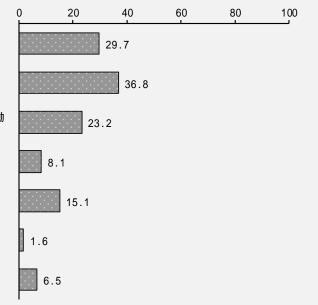
介護のために「休暇 (年休や介護休暇等)」を取りながら働いている

介護のために「在宅勤務」を利用しながら働いている

介護のために、2~4以外の調整をしながら働いている

主な介護者に確認しないとわからない

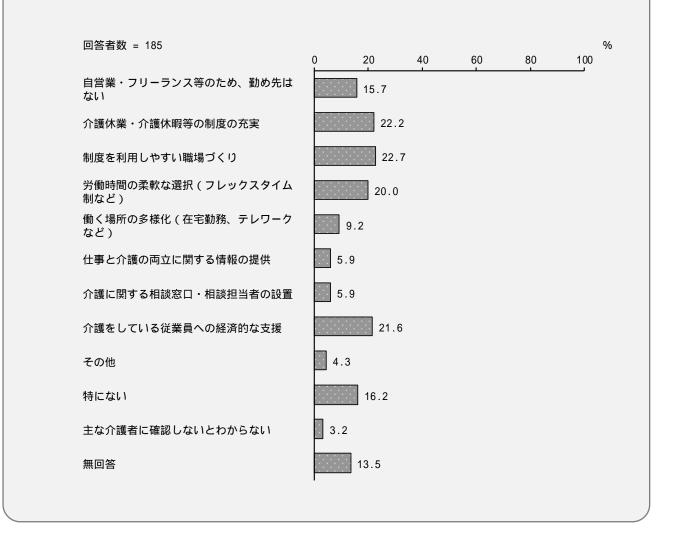
無回答





【仕事と介護の両立について効果があると思う職場からの支援】

「制度を利用しやすい職場づくり」の割合が22.7%と最も高く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」の割合が22.2%、「介護をしている従業員への経済的な支援」の割合が21.6%となっています。







計画の基本的考え方

本計画改正の主なポイント

◆国の第9期介護保険事業計画の基本指針

I 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、 地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要。
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を 効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要。
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の 関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要。

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護 看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域 密着型サービスの更なる普及。
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在 宅サービスの整備を推進することが重要。
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保 健施設による在宅療養支援の充実。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核 的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支え る側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多 様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する 観点から、総合事業の充実を推進。



- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとと もに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な 相談支援等を担うことも期待。
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を 深めることが重要。
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備。
- ③ 保険者機能の強化
- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化。

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施。
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。
- ・介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進。

◆福生市における課題

令和4年度に実施した高齢者生活実態調査結果や、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)の評価・検証を踏まえ、施策の方向性ごとに福生市の課題を整理しました。

Ⅰ 社会参加・生きがい

- ○高齢者が家庭や地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識や経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進することが重要です。
- ○高齢者を地域における生活支援サービスの担い手として活用することも視 野に入れた、ボランティア養成の充実が求められます。



2 介護予防・フレイル予防

- ○生活機能が低下する前の健康な時から、個人に合わせた適切な予防を行う など、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重症化予防を推進していく必要 があります。
- ○転倒のリスクから、閉じこもりがちになり、心身が弱体化していくという 悪循環に陥りやすくなります。また、噛む力や飲み込む力が弱くなり栄養 状態が悪くなると、筋肉量が減少し身体のバランスを取る能力が低下する ため、介護予防の推進にあたっては、運動器の機能向上の取組とともに口 腔機能の向上の取組もあわせて進めることが重要となります。

3 認知症の支援

- ○認知症になってもその人らしく尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人・家族はもちろんのこと、地域住民が認知症を正しく理解し自らの問題と捉えること、医療・介護の連携を図り、認知症の高齢者と家族を支える体制整備が求められています。
- ○「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って 暮らすことができる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しなが ら施策を推進していきます。

4 見守り支援

○高齢者世帯が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の生活 を見守り、リスクを軽減する支援の整備が必要となります。

5 生活支援

○今後もひとり暮らし高齢者の増加が予想されており、ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、介護保険サービスの充実のみならず、高齢者の生活に合わせた多様なサービスの整備が必要となります。

6 住まい・住環境の支援

○介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要となります。また、自宅での生活が困難になった場合の施設への入所や、将来、介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要です。



7 介護を支える地域づくり

- ○高齢者人口の増加とともに、今後、さらに増え続ける認知症高齢者や医療 ニーズの高い重度の要介護者が、地域で安心して暮らし続けるために、一 人ひとりの状況にあったきめ細かいサービス提供が行われるよう、制度や サービスの情報提供や相談体制を充実させる必要があります。
- ○今後、介護サービスの利用者数や利用量の増加が予測されます。高齢者が 住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、 介護保険制度の持続可能性の確保や、受給環境の整備を図る必要がありま す。処遇改善や定着促進による介護人材の確保、限られた資源で質を高め ていく介護現場の生産性向上に資する取組の支援が求められます。
- ○介護保険制度の趣旨やサービス事業者に関する情報などの普及・啓発や、 サービス事業者への支援及び指導を行うなどサービスの質の向上に取り組 む必要があります。
- 〇相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に受け止めるための相談 支援のあり方や、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事 例を他機関と協働して支援するための取組等、重層的支援体制整備事業の 実現に向けた取組が求められます。
- ○介護に携わる介護者家族への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きな ものとなっています。在宅介護を推進する上で、家族の負担を軽減するた めの支援の充実及びその普及活動が求められます。

8 介護サービス基盤の充実

- ○低所得者に対しては、利用者負担の軽減や介護保険料の多段階設定などにより、引き続き、介護サービスが適切に受けられる環境の整備を推進する必要があります。
- ○自宅を離れても住み慣れた地域で暮らせるよう、引き続きニーズ及び近隣 市の整備状況等を勘案しながら計画的に介護サービス基盤の整備を進める ことが重要です。





リエイブルメント 延ばそう、健康寿命!

「リエイブルメント」とは「再びできるようになる」ことです。
加齢による衰弱、病気や怪我などで日常生活がしづらく

なった時こそ、元の元気を取り戻す取組が重要です。

短期集中通所型サービス「元気塾」は専門職が短期間伴走し、その方の意欲を引き出し「リエイブルメント」を応援します。

自分のよりよい人生のために、漫然とサービスを利用するので はなく、「リエイブルメント」を意識していきましょう!



元気塾の卒業後、畑仕事を再開しました。



2 計画の基本理念・基本方針

本計画の基本理念については、介護保険制度の理念と、これまで培ってきた介護保険事業の継続性から、第8期計画の理念「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために〜地域包括ケアシステムの推進〜」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、団塊の世代が75歳以上となる令和7 (2025) 年、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22 (2040) 年に向けて、計画を推進していきます。

基本理念

住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために ~地域包括ケアシステムの深化・推進~

計画を推進していくため、次の四つを基本方針とし、具体的な取組を展開 していきます。

基本方針I

いきいきとすこやかに、 自分らしく地域で過ごす

基本方針Ⅱ

地域で安心した生活を 送る

基本方針Ⅲ

認知症と共に生きる 地域に向けて

基本方針IV

地域で支えあう介護の 実現 社会参加・生きがいづくりを支援し、誰もが 生きがいを持ちながら、高齢者自らが健康維 持と介護予防に努め、自分らしく、いきいき とすこやかに暮らせるまちを目指します。

見守りや生活支援サービスによって、地域包括支援センターと連携しながら、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活できるまちを目指します。

認知症に関する正しい知識を普及し、認知症の人やその家族のサポートを充実させることで、尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことができるまちを目指します。

介護サービス基盤の充実を図るとともに、持 続可能な介護保険制度にすることで、介護が 必要となっても、住み慣れた地域で、安心し て暮らし続けられるまちを目指します。



3 計画の基本視点

計画の「基本理念」や「基本方針」を実現するため、本計画を進めていく に当たっての基本視点は、『福生市総合計画(第5期)』と『第6期福生市地 域福祉計画』の行動指針と連動した次の五つとします。

【五つの基本視点】

生み出す

これまで地域にあったもの・考え方・関係性・活力を基 に、新たな展開を創り出すことを指し、取組によって生み 出されたものの存在が、新しい福生市の価値を創り出すこ とにつなげます。

守る

福生市に受け継がれている想いのたすきを大事にすることや、福生市に関わるものを犯罪・災害・事故などの脅威から遠ざけることを指し、福生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの環境整備につなげます。

育てる

福生市に関わるものが成長・発展できるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できることを指し、福生市でできることの範囲と将来の選択肢を広げることにつなげます。

豊かにする

福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「くらし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものにすることにつなげます。

つなぐ

福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつなげます。



4 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた方向性

福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)では、前計画の理念を引き継ぎ、基本理念を「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために~地域包括ケアシステムの深化・推進~」としました。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で生活し、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年を見据えて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等とあわせて、包括的な支援体制の構築等を一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指しています。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする市民の自立支援と要 介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保する上でも、地域包 括ケアシステムの推進が求められます。

「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム



資料:厚生労働省



【地域包括ケアシステムのイメージ】

日常生活圏域 在宅医療・介護連携の推進 ○関係職種が相互に理解するための研修会の実施や課題の抽出 医療



介護保険制度の円滑な運営

認知症施策の推進

○認知症の理解促進○認知症当事者や家族への支援



連携

ケアマネジャ

(要介護認定のある方) 相談業務 サービスのコーディネート

参加・利用

通院·

入院

生活支援





介護予防

老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO 等

介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ○介護事業者、NPOや民間企業、住民ボランティア等による地域のニーズに合った多様な生活支援サービスの提供○身近な場所における健康づくりのための体操や介護予防の啓発のための講話の実施など

地域包括支援センタ-

地域包括支援センターは、高齢 者の相談・支援だけでなく、多職 種の関係者や地域の集いの場など と連携しながら地域包括ケアシス テムが充実するよう支えます。

地域ケア会議

総合相談・支援事業

権利擁護事業

生活支援整備体制事業

包括的・継続的ケアマネジメント事業 など



